

## 福岡運輸支局他 1 1 箇所で使用する電気需給契約書（案）

支出負担行為担当官 九州運輸局長 岩月 理浩（以下「甲」という。）と、独立行政法人自動車技術総合機構 九州検査部長 藤本 清春（以下「乙」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、福岡運輸支局他 1 1 箇所で使用する電気の需給に関し、次の条項により需給契約を締結する。

### （契約の目的）

第 1 条 丙は、別紙仕様書に基づき甲、乙が福岡運輸支局他 1 1 箇所で使用する電気を需要に応じて供給し、甲、乙は丙にその対価を支払うものとする。

### （契約金額）

第 2 条 契約金額は次のとおりとする。

基本料金単価		} 別表のとおり
従量料金単価	夏季料金	
	その他季料金	

なお、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー発電促進賦課金を加減した額とする。

- 前項の契約金額及び燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方消費税法第 7 2 条の 8 2 及び第 7 2 条の 8 3 の規定に基づき、算出した額を含むものとする。
- 燃料調整費及び電気事業者の再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件に準ずるものとする。
- この契約の履行に関して発注者及び受給者間で用いる計量単価は計量法（平成 4 年法律第 5 1 条）に定めるところによる。

### （契約期間）

第 3 条 契約期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。

### （契約保証金）

第 4 条 甲、乙は、本契約に係る丙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

### （権利義務の譲渡）

第 5 条 丙は、本契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲、乙の承諾を受けた場合、若しくは信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

(使用電力量の増減)

第6条 甲、乙の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることがある。

(契約電力)

第7条 各月の契約電力は、次の各号に該当する場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(1) 契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む1月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るとき。

(2) 契約受電設備を減少される場合等で、契約期間を通じての最大需要電力が減少することが明らかなとき。

2 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を甲、乙、丙協議によりすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、第1項によって定めることとする。

(計量及び検査)

第8条 計量日は、原則として翌月1日午前0：00とし、丙は計量器に記録された値の読み取りにより使用電力量(前月の計量から当月の計量までの使用電力量)等を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の支払及び遅延利息)

第9条 丙は、第8条に定めた検査終了後、算定期間毎に甲、乙に請求するものとし、丙から適法な支払い請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に支払わなければならない。

2 丙は、第8条の検査合格後、当該月における電力量に、第2条で定める契約金額(従量料金単価)を乗じて得た額(ただし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた額又は差し引きした額とする。)と契約電力に第2条で定める契約金額(基本料金単価)を乗じて得た額(以下「基本料金」という。ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増して得た額とする。)を合計した額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。)を一月ごとに書面により甲に通知するものとする。

甲は、甲と乙に分担した額を丙に通知し、丙は甲及び乙に書面により分担した額を請求するものとする。

3 甲、乙は、第1項に定めた約定期間内に代金を丙に支払わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として丙に支払わなければならない。

但し、約定期間内に支払をしないことが、天災地変等甲、乙の責に帰さない事由による場合には、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

(機密の保持)

第10条 甲、乙、丙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、甲、乙、丙が業務運営上特に必要な場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 甲、乙は、丙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 丙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込がないと甲、乙が認めたとき。
- (2) 本契約の履行に関し、丙又はその使用人等に不正行為があったとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、丙が本契約条項に違反したとき。

(違約金)

第12条 丙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、丙は、甲、乙の請求に基づき、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第2条に定める契約金額(従量料金単価)を乗じて得た額に第9条に定める基本料金を加算した額から消費税額及び地方消費税額を差し引いた額の10分の1に相当する額を違約金として甲、乙の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第13条 丙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、丙は、甲、乙の請求に基づき、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これら

の命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第14条 甲、乙は、丙(丙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(丙が個人である場合にはその者を、丙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

(7) 丙が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(第六号に該当する場合を除く。)に、甲、乙が丙に対して当該契約の解除を求め、丙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、丙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲、乙の指定する期間内に支払わなければならない。

(損害賠償)

第15条 甲、乙は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(協議)

第 16 条 本契約条項について疑義があるとき、又は本契約条項に定めていない事項については、丙の定める「電気需給約款」によるほか甲、乙、丙協議の上決定するものとする。

(合意管轄)

第 17 条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする福岡地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印の上各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1

支出負担行為担当官

九州運輸局長 岩月 理浩

印

(乙) 福岡県福岡市東区千早 3-10-40

独立行政法人自動車技術総合機構

九州検査部長 藤本 清春

印

(丙)

印

## 別表

支局等名	契約種別	契約電力 (kW)	基本料金単価	従量料金単価	
				夏季 (7～9月)	その他季
福岡運輸支局本庁舎					
北九州自動車検査登録事務所					
筑豊自動車検査登録事務所					
久留米州自動車検査登録事務所					
佐賀運輸支局本庁舎					
長崎運輸支局東長崎庁舎					
佐世保州自動車検査登録事務所					
熊本運輸支局本庁舎					
大分運輸支局					
宮崎運輸支局					
鹿児島運輸支局谷山港庁舎					
長崎港湾合同庁舎					

(消費税額及び地方消費税額を含む。)